

都道府県歯科衛生士会 会長各位

公益社団法人日本歯科衛生士会  
会長 武井典子  
(公印省略)

災害歯科保健研修と災害歯科保健歯科衛生士登録について(依頼)

平素は、本会活動の推進に格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、今年度の災害歯科保健歯科衛生士フォーラムは、COVID-19の感染拡大の影響により、集合型の研修は中止しました。しかし近年、風水害による甚大な災害が多発しており、災害歯科保健活動を担う歯科衛生士の育成は重要と考えております。

そこで災害歯科保健に関するeラーニング(DH-KEN)を個別に受講した方で、災害時に歯科保健活動を行って下さる歯科衛生士を「登録」することと致しました。「登録」をされる歯科衛生士のeラーニング(DH-KEN)の受講料は、本会が負担します。

つきましては、「災害歯科保健活動の登録者」を別紙1のとおり募ります。お手数ですが、貴会でとりまとめていただき12月18日(金)までに日本歯科衛生士会事務局宛に送信をお願いします。地域や支部にお声掛けいただき、多くの歯科衛生士に受講勧奨いただきますようお願いいたします。

**eラーニング研修プログラム内容：受講時間：180分**

**【Chapter 1】災害保健医療支援**

- 1 災害と支援の枠組み
- 2 災害時の地域保健
- 3 災害時の被災者の心理

**【Chapter 2】災害歯科保健医療支援の体制**

- 4 災害時の歯科の役割と変遷／災害支援における歯科衛生士の役割
- 5 災害時の歯科衛生士(会)の活動の実際
- 6 災害時の歯科口腔アセスメントの体系化／実際(地域)
- 7 災害時の歯科口腔アセスメントの実際(個人)

**【Chapter 3】災害歯科保健医療支援における連携**

- 8 被災者の心情に配慮した歯科保健活動
- 9 災害歯科保健活動における多職種との連携
- 10 災害歯科保健における「食べる」支援
- 11 災害歯科保健における「食べる」支援：「食べる」支援の必要性和、具体的な提案

**【受講にあたっての留意点】**

- ・受講対象者は、都道府県会の支部等で災害時に歯科保健活動を行える方で「登録」する方に限ります。
- ・今回の都道府県歯科衛生士会が取りまとめた申込者の受講料は無料です(受講料は本会負担)。
- ・同様なeラーニング(DH-KEN)が有料で同時開催されますので、お間違いないようお願いします。
- ・受講者は、受講後に災害歯科保健歯科衛生士登録を「登録フォーム」から行って下さい(詳細は別紙1を参照下さい)。受講期間内は何回でも視聴することが可能で、視聴時間も選ぶことができます。

《受講期間》令和3年1月6日(水)～31日(日)

◎お問合せはメールにてお願いします。【E-mail：[kensyu@jdha.or.jp](mailto:kensyu@jdha.or.jp)】

# 別紙 1

## 1) 「災害歯科保健歯科衛生士」の登録について

「災害歯科保健歯科衛生士」の登録は e ラーニング(DH-KEN)で災害に関する基礎研修を受講した歯科衛生士とする

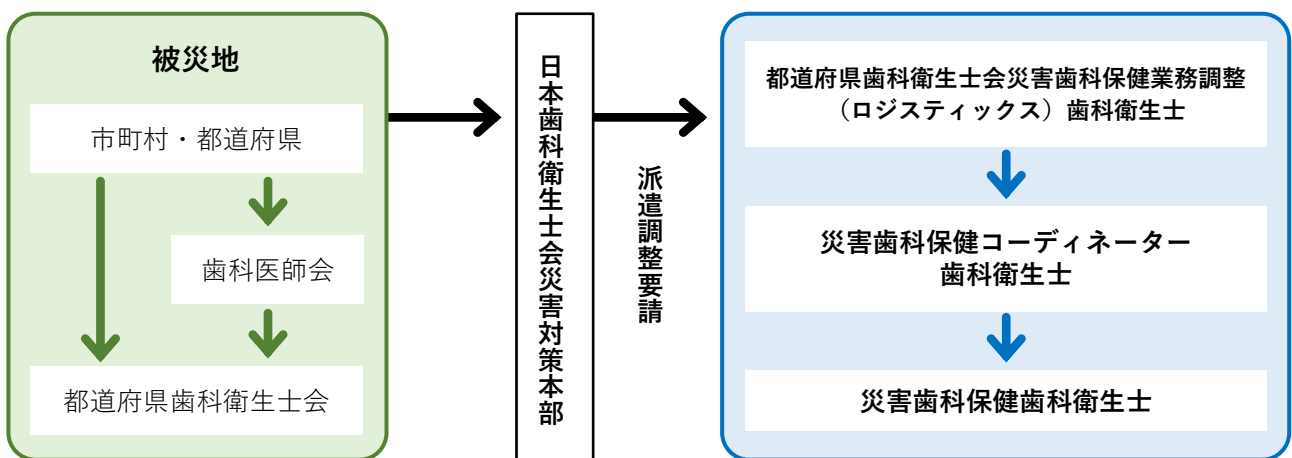
登録者	日本歯科衛生士会
e ラーニングの受講終了後、「災害歯科保健歯科衛生士」登録の説明を読み登録する	生涯研修単位の付与 登録を確認・e ラーニングの受講終了を確認 名札を作成し郵送する
「災害歯科保健歯科衛生士」登録者として名簿を作成し、ホームページに掲載する	

## 「災害歯科保健歯科衛生士」の登録期間・更新について

- ・ 災害歯科保健歯科衛生士の登録期間は登録日の年度を含めて3か年度とする
- ・ 災害歯科保健歯科衛生士の更新条件は、災害に関する研修受講とする

## 「災害歯科保健歯科衛生士」の活用について

- ・ **名簿の公開**：災害歯科保健歯科衛生士の登録者はホームページで公開する
- ・ **ネットワーク作り**：定期的に日本歯科衛生士会より災害関係の情報提供・連絡確認を行う（災害歯科保健委員会よりメール連絡や最新情報提供をおこなう）
- ・ **災害発生時**：歯科保健活動を行なうための出動要請をする（下記図参考）



災害歯科保健活動の規模によって  
派遣要請の地域を拡大する

隣接する  
都道府県会

近距離  
都道府県会

遠距離  
都道府県会

## 災害時の出動要請について

- ① 被災地での災害歯科保健活動に従事する際は、日本歯科衛生士会が傷害保険に加入します。
- ② 「災害歯科保健活動 歯科衛生士実践マニュアル」最新版を精読して活動を行ってください。
- ③ 活動終了後は、速やかに日本歯科衛生士会の指定書式による「活動報告書」を提出願います。